

令和9年度

四日市市職員採用試験要項

【保育教育職⇒カムバック採用】

市HPはこちら



受付期間 令和8年7月16日（木）～ 令和8年8月23日（日）23時59分【受信有効】

○ 電子申請（インターネット）による申し込み

四日市市総務部人事課

○カムバック採用とは…

結婚、出産、育児、介護、進学、転職等の理由により本市を退職した有為な人材について、退職前及び退職後に得た知識や経験等を活かして、本市で再び活躍してもらうことを目的として採用するものです。

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
保育教育職	保育園・こども園・幼稚園等の施設で乳幼児の保育業務や幼児教育業務に従事します。	若干名

- （注） 1. 採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。
2. 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。
詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

2 採用予定日 令和9年4月1日（採用可能な人についてはそれ以前に採用されることがあります）

3 受験資格

次の要件を満たす人が受験できます。

年齢	受験資格
昭和42年4月2日以降に生まれた人 （令和9年4月1日時点で60歳未満の人）	(1) 保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する (2) 四日市市の職員（任期定めのない職員に限る）として3年以上の職務経験（休業・休職期間、停職期間除く。ただし、産休期間や育児休業期間等は就業期間として通算可）を有していること (3) 採用予定日が、退職の日の翌日から起算して15年を経過していない

受験要件

- ・ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。
- ・ 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人に限ります。
- ※最終合格発表後に、在留資格を証明する書類（住民票など）の提出を求めます。
- ・ 最終合格発表後に、資格免許証の写し又は合格証明書等の写しを提出してもらいます。
- ・ 受験申込内容に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験内容及び合格発表

区 分	内 容	合格発表日（予定）
第1次試験	(1) 書類審査 (2) 論文（Word形式） 【テーマ】「自身のこれまでの知識や経験を、今後、四日市市職員としてどのように活かすか」 【字 数】600 字程度	令和8年9月4日（金） マイページで本人に通知するとともに、四日市市役所ホームページに掲載します。
第2次試験（予定）	令和8年9月16日（水）に第1次試験合格者について実施する予定です。試験日・会場等は、第2次試験合格通知の際に指定します。	

5 受 験 手 続

電子申請（インターネットによる申込み）

（1）申込方法（インターネット申込み）

ア 事前準備

- ①パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）
 - ・推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります）
Google Chrome 最新版
 - ※ JavaScript が使用できる設定であること。
 - ※ PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）
「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。
- ②本人のメールアドレス
(スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、jinji@city.yokkaichi.mie.jp 及び @bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。)
- ③顔写真のデータ ※3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真
(添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。)
- ④受験票を印刷するためのプリンタ（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可）

⑤PDFファイルを読むためのソフト

「Adobe Acrobat Reader (Ver.5.0以上)」が必要です。

イ 申込手順

- ①四日市市役所ホームページ内にある「【正職員募集】令和9年4月採用予定 四日市市職員の募集（9月実施）受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録
- ②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録
- ③本登録完了メールを受信し、登録完了

市HPはこちら



(2) 注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 受験票

申込受付期間終了後、試験日一週間前までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、**申込者本人が署名の上、第二次試験受験の際に必ず持参してください。**

7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 対象者：第1次、第2次試験の不合格者
- (2) 内 容：第1次、第2次試験それぞれの総合順位と総合得点
- (3) 期 間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く）
- (4) 場 所：四日市市役所総務部人事課
- (5) 方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ直接申し出ること

8 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 総務部 人事課

☎（059）354-8120

E-mail jinji@city.yokkaichi.mie.jp

こどもと接する業務の従事者について

令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童福祉施設等の従業者のうちこどもの教育又は保育に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

1 保育教育職以外について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。

なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

2 保育教育職について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

2 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職務とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつづことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。

勤務条件（令和8年4月1日現在）

●給与

退職時の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を踏まえて決定します。

ただし退職時の職位が4級以上であった場合は級を3級（副主幹）を上限とします。

☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.65月分）などが支給されます。

☆民間給与との動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

※短期大学を卒業後、通算5年間四日市市で勤務し、2年後にカムバック採用された方のモデル給与

再度任用された際の経験年数 （ ）は標準的な年齢	役 職	モデル給与	備考
1年目（27歳）	一般	271,301円	令和8年4月1日時点の月額で、地域手当を含む金額です。
6年目（32歳）	一般（副主幹）	305,527円	
11年目（37歳）	主幹（係長級）	348,800円	

※1 標準的な年齢は年度当初（4月1日）時点です。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分を基本とし、開所時間に応じて別に定めます。

※月2回程度土曜勤務及び週1回程度早番遅番勤務あり。

☆休 暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。

・全国約120,000種類の様々なカテゴリで割引が受けられる福利厚生サービスを導入し、余暇利用を支援しています。